

蓄電システムに利用可能な補助金 令和3年度版

2021年5月

株式会社YAMABISHI

YAMABISHI 会社概要

会社概要

商号 : 株式会社YAMABISHI
設立 : 昭和33年(1958年)
本社所在地 : 東京都大田区大森北2-4-18

事業内容

電源装置の製造・販売
無停電電源装置(UPS)、周波数変換器、蓄電システム、
バッテリー充放電装置、直流電源、その他各種電源装置

拠点

【営業所】
東京営業所 : 東京都大田区大森北2-4-18
大阪ZEO : 大阪府大阪市淀川区西中島5-12-8

【技術拠点】
海老名工場 : 神奈川県海老名市上郷3-14-12
名古屋Technical Center : 愛知県名古屋市東区徳川1-17-43

【補助金】

- 【管轄】 : 環境省
- 【補助金名称】 : 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業
- 【事業名称】 : PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の
再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
- 【執行団体】 : 一般社団法人環境技術普及促進協会（E T A）
(<http://www.eta.or.jp/>)
一般財団法人 環境イノベーション情報機構（E I C）
(<https://www.eic.or.jp/>)

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業】

再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

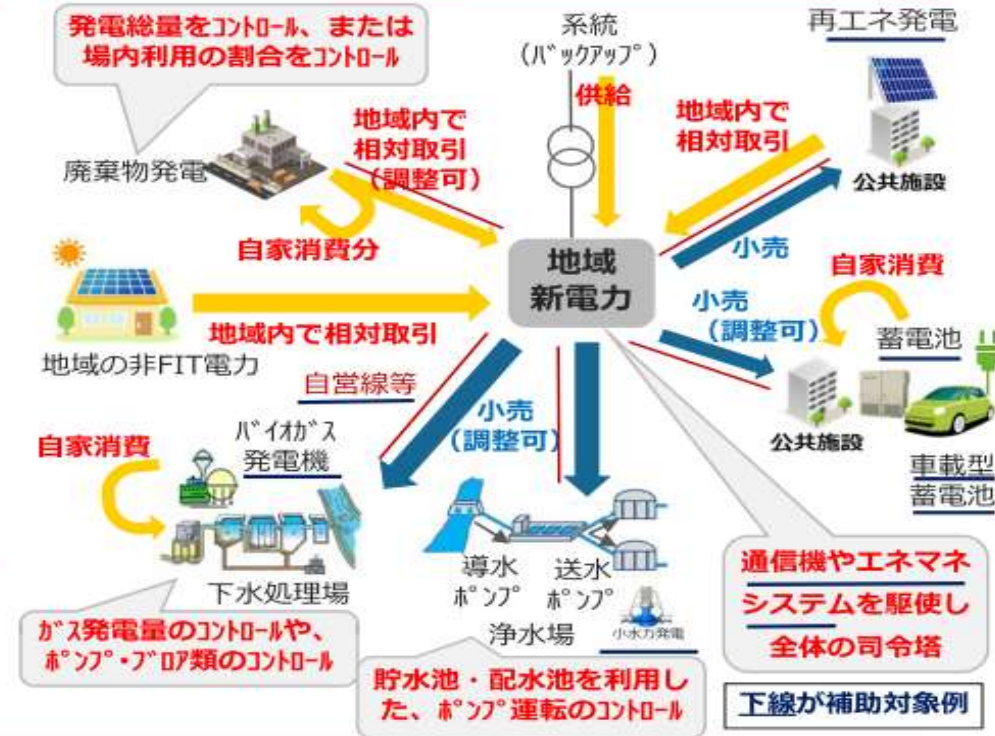
廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※、1 / 2 ※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4.



出典：環境省HP(<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir03/matr03-02.pdf>)

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業】

【事業対象】
公共施設

【募集期間】
令和3年5月17日 (月) ~ 令和3年6月17日 (木)

【補助額】
3分の2

【蓄電池目標価格】
無し

掲載している補助金に関する具体的な内容の質問にはお答えできかねます。
詳細は各補助事業者(執行団体)のHPをご確認ください。

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業】

②再生可能エネルギー事業者支援事業費

再エネ主力化に向けて、価格低減効果が期待される手法による再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 長期かつ低廉な価格の太陽光発電の供給を促進します。
- ・ 建物屋根上や空き地以外の場所（カーポート等）を活用した需給一体型の太陽光発電設備の設置を促進します。
- ・ 再生可能エネルギー設備の価格低減を促進します。

2. 事業内容

①オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業

オフサイトコーポレートPPAにより太陽光発電による電力を供給する事業者に対して、匿名にて価格構造、契約に係る情報（個人情報を除く）の公表に同意することを条件として、設備等導入支援を行う。

②太陽光発電設備の設置箇所拡大

建物屋根上や空き地以外の場所（カーポート等）を活用した需給一体型の太陽光発電設備の設置について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限り計画策定、設備等導入の支援を行う。

③再生可能エネルギーの価格低減促進

FITの対象とされている電源（太陽光発電を除く。自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ電源に限る。）について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限り計画策定、設備等導入支援を行う。

再生可能エネルギー熱利用設備について、当該設備の費用対効果が従来設備の費用対効果（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定割合以上低いものに限り計画策定、設備等導入支援を行う。

④再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入について調査・検討を行う。

※②の事業に蓄電池を導入する場合には、当該蓄電池についても補助対象とする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③：間接補助事業（計画策定：定額（1,000万円） 設備等導入：1/3）
④：委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 ①：令和3年度
②、③、④：令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【オフサイトコーポレートPPA（国内の場合）】



※コーポレートPPAとは、需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する電力購入契約。発電事業者はPPAによる事業の予見性向上により資金調達がしやすくなり、新規の再エネ投資が進む。需要家は、長期電力価格固定による電気料金上昇へのリスクヘッジ、長期契約による電力価格の低下、安定的な再エネ調達が可能。同手法は、特にRE100企業が重視している再エネ電源の「追加性」のニーズも満たすことが可能。我が国の現行の電気事業法の下では、一般の企業が発電事業者と直接PPAを結ぶことはできないが、小売電気事業者を介した3者間のPPAは可能。

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業】

②再生可能エネルギー事業者支援事業費

【事業対象】

公共施設・民間施設

【募集期間】

1次公募：令和3年5月14日(金)～令和3年6月10日(木)

2次公募：令和3年6月17日(木)～令和3年7月12日(月)

3次公募：令和3年7月16日(金)～令和3年8月10日(火)

【補助額】

3分の1

【蓄電池目標価格】

21万円/kWh（工事費込み）※PCS部控除可

掲載している補助金に関する具体的な内容の質問にはお答えできかねます。
詳細は各補助事業者(執行団体)のHPをご確認ください。

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業】

太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムへの支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 脱炭素化の推進や防災に資する、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムのオンサイトPPAモデル等による設備導入等を支援することで、設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成と災害時のレジリエンス向上を目指す。

2. 事業内容

太陽光発電による電力の自家消費を促進するためには、蓄電池を効果的に活用することが重要であり、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す取組みを促進する必要がある。災害時等においても電力供給可能な太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステム等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元するとともに、当該還元について公表する事業者に対して支援を行う。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ①集合住宅・業務・産業用途（太陽光発電設備10kW以上の場合）
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ②戸建て住宅等用途（太陽光発電設備10kW未満の場合）
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ③ストレージパリティ達成のための課題分析及び解決手法の調査・検討を行う。（委託）

3. 事業スキーム

■ 事業形態

間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW、蓄電池 定額：2万円/kWh又は6万円/kW、工事費の一部）／委託事業

* EVを購入により導入する場合には、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合には限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

■ 委託先及び補助対象 民間事業者

■ 実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



需要家（企業等）

- ・再エネ電気を購入
- ・電力使用分のみ支払い
- ・長期固定価格
- ・電気代上昇リスク低減
- ・RE100に活用可能

太陽光パネル
設置等

電気利用料
(利用料の低減等により
需要家が裨益)

発電事業者

- ・設備設置の費用負担
- ・設備の維持管理
- ・利用料の低減等の公表

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業】

【事業対象】

民間施設

【募集期間】

第3次：令和3年6月7日（月）～同年6月30日（水）正午まで

第4次：令和3年7月5日（月）～同年7月30日（金）正午まで

第5次：令和3年8月9日（月）～同年8月31日（火）正午まで

第6次：令和3年9月6日（月）～同年9月30日（木）正午まで

【補助額】

6万円／kWh + 10万円

【蓄電池目標価格】

21万円／kWh（工事費込み）※PCSS部控除可

掲載している補助金に関する具体的な内容の質問にはお答えできかねます。
詳細は各補助事業者(執行団体)のHPをご確認ください。

- 【管轄】 : 環境省
- 【補助金名称】 : 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- 【事業名称】 : 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 【執行団体】 : 一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (E I C)
(<https://www.eic.or.jp/>)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
（注）共同申請する民間事業者も同様。

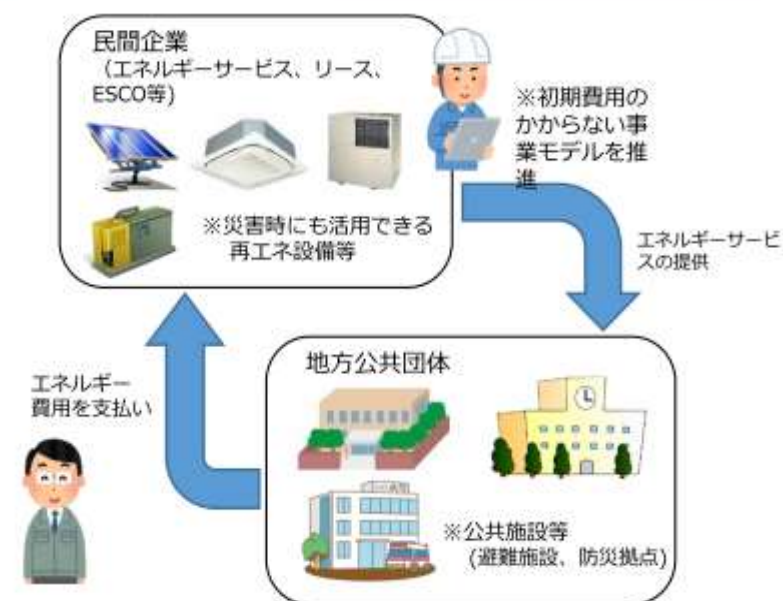
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。（令和3年度予算）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件 令和3年度予算）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【事業対象】

公共施設・広域防災拠点・避難施設

【募集期間】

令和3年5月7日（金）～ 令和3年6月3日（木）

※令和7年度までの補助事業となります

【補助額】

3分の1～3分の2

【蓄電池目標価格】

無し

掲載している補助金に関する具体的な内容の質問にはお答えできかねます。
詳細は各補助事業者(執行団体)のHPをご確認ください。

- 【管轄】 : 経済産業省 資源エネルギー庁
- 【事業名称】 : 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した
次世代技術構築実証事業
- 【執行団体】 : 一般社団法人環境共創イニシアチブ (S I I)
(<https://sii.or.jp/>)

蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業

事業の内容

事業目的・概要

- 蓄電池等の分散型エネルギーリソース（DER）は、需給ひっ迫時の一般送配電事業者によるデマンドレスポンスへの活用等の実績が出てきており、今後は平時も含め、更なる活用機会の拡大が期待されています。また、FIP制度の導入等を踏まえ、太陽光発電等の再生可能エネルギー（再エネ）の更なる活用に向けた取組拡大や技術向上が必要です。
- そこで、再エネ電気を最大限活用するため、卸電力市場価格に合わせ、電動車の充電時間をコントロールする等の実証を行います。また、多数の再エネやDERを束ね（アグリゲーション）、正確に制御する技術等の実証を行います。
- これらの取組を通じ、DERを活用した効率的な電力システムの構築と、再エネの普及拡大に貢献します。

成果目標

- 本事業は3年間の事業であり、令和3年度は、料金メニューの開発や電動車充電シフトに向けた実証対象拡大、再エネと蓄電池等のDERを組み合わせた需給バランス制御技術の構築等を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



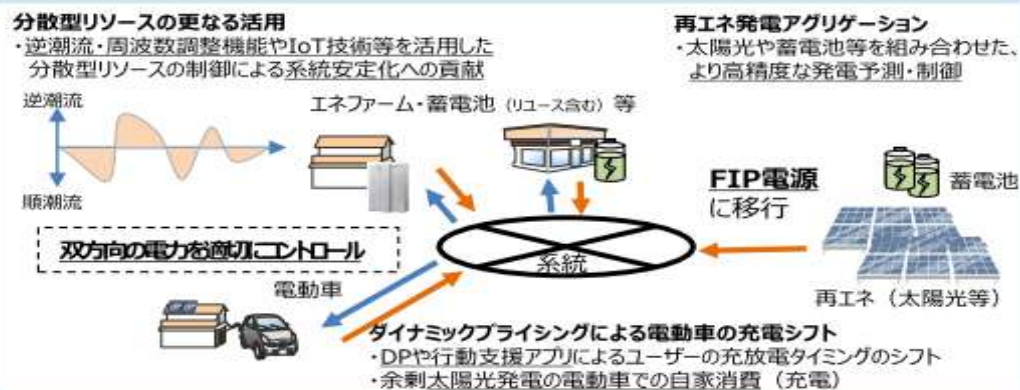
事業イメージ

（1）ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証

- 再エネ電気の供給量に応じた卸電力市場価格に連動して電動車の充電タイミングをシフトする取組を拡大します。
- 小売電気事業者と電動車ユーザーに経済性のある電動車利用支援アプリと小売電気料金メニューの開発を進めます。

（2）再エネ発電等のアグリゲーション技術実証

- FIP制度の導入等により、更に変動性の高まる太陽光等の再エネと蓄電池等のDERを組み合わせ、需給バランス確保のための発電量予測やリソース制御に必要な技術の実証を行います。
- DERの更なる活用に向け、今後の市場展開を見据え、蓄電池やエネファーム等からの逆潮流・周波数調整機能やIoT技術等も活用した制御技術の実証を行います。



蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した 次世代技術構築実証事業

【事業対象】

- 基盤整備事業者（A事業）
- コンソーシアムリーダー（B事業）
- DER等導入事業者（C事業）

【募集期間】

- 令和3年4月9日（金）～ 令和3年12月24日（金）
- ※C事業の募集期間となります

【補助額】

- 1分の1（A事業）・2分の1（B事業）
- 3分の1以内（上限4～5.5万円/kWh）

【蓄電池目標価格】

- 2.1万円/kWh（工事費込み）※PCS部控除可

掲載している補助金に関する具体的な内容の質問にはお答えできかねます。
詳細は各補助事業者(執行団体)のHPをご確認ください。

【税制優遇 (参考)】

(参考1) 中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

POWER EVOLUTION

株式会社 YAMABISHI

WWW.YAMABISHI.CO.JP

東京営業所	TEL 03-3767-8861
名古屋TC	TEL 052-325-7511
大阪ZEO	TEL 06-6307-2751
海老名工場	TEL 046-236-1856